

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定例監査を実施しましたので、同条第9項の規定に基づき、その結果を公表します。

令和4年10月25日

刈谷市監査委員 加藤清美

刈谷市監査委員 外山 鉦一

定例監査の結果

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、刈谷市監査基準に準拠して実施する監査

第2 監査の概要

1 監査の対象及び期間

教育部 教育総務課（学校給食センターを含む）

令和4年10月 5日(水)～10月11日(火)

学校教育課（子ども相談センターを含む）

令和4年10月12日(水)～10月17日(月)

スポーツ課 令和4年 9月29日(木)～10月 4日(火)

2 監査の対象事項及び範囲

令和4年1月1日～令和4年8月31日までに執行した事務事業

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかという点に留意して監査を実施した。

第3 監査結果

各事務は、法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められた。